

随 意 契 約 理 由 書

件 名	水泳授業支援業務（桜塚小学校）
契 約 の 相 手 方	スポーツクラブ&スパ ルネサンス豊中
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随 意 契 約 理 由	本業務を遂行するにあたっては、当該校である桜塚小学校の児童の水泳授業時間の確保のため、学校から片道徒歩 15 分の所要時間で使用提供できるプール施設を保有していることを条件としている。 この条件を満たす相手方は「スポーツクラブ&スパ ルネサンス豊中」しかいないため。
備 考	